

求職中の家賃の支払いに悩んでいませんか？ 住居確保給付金^が力になれるかも

仕事を辞めた、または廃業したことにより、家賃の支払いにお悩みの方に、安心して求職活動ができるよう、一定期間、家賃の全部または一部を自治体から家主へお支払いします。



対象の可能性がある方

- ① 離職や自営の廃業から2年以内、または休業等で収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方（自営業者含む）。
- ② 上記①の状態前に世帯生計を主として維持していた。
- ③ 収入基準額を超える収入を得ていない。（下部参照）
- ④ 求職活動中である。

STEP 1

自治体の相談窓口にお問い合わせる。

※お住まいの市町村によって窓口が異なります。裏面の支援窓口一覧を確認し、窓口へご相談ください。

STEP 2

申請書類の準備

- ① 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、保険証など）
- ② 主たる事由に対するの証明書類の写し
 - ・ 離職の場合 → 離職票、雇用保険受給者資格者証等
 - ・ 自営廃業の場合 → 廃業届
 - ・ 休業の場合 → 勤務の減少が分かる書類
- ③ 世帯員全員の預貯金額が確認できるものの写し（預金通帳の写しなど）

STEP 3

審査～受給（受給期間は最大3か月です。※条件により延長可能）

下の表のとおり、受給できる額には上限があります。収入月額基準は家賃が支給上限額の場合です。
福島市、郡山市、いわき市は表と金額が異なりますので、詳しくは裏面の窓口にお問い合わせください。

世帯員数	支給上限額	収入月額基準	手持ち金・預貯金の基準
1人	33,000円	111,000円	468,000円
2人	40,000円	155,000円	690,000円
3人	43,000円	183,000円	840,000円

支援窓口一覧



お住まいの自治体名	窓口名	住所	電話番号
福島市	生活福祉課	福島市五老内町3-1	024-525-3725
会津若松市	生活サポート相談窓口	会津若松市栄町5番17号	0242-23-4800
郡山市	自立支援相談窓口	郡山市朝日一丁目29番9号 郡山市社会福祉協議会内	024-932-5311
いわき市	いわき市生活・就労支援センター	いわき市平字菱川町1-3 いわき市社会福祉センター	0246-38-6500
白河市	社会福祉課	白河市八幡小路7番地1	0248-22-1111
須賀川市	福祉まると相談窓口	須賀川市八幡町135番地	0248-94-7091
喜多方市	喜多方市生活サポートセンター	喜多方市字上江3646番地1	0241-23-7373
相馬市	相馬市生活サポート相談センター	相馬市小泉字高池357番地	0244-36-2015
二本松市	二本松市生活相談センター	二本松市油井字濡石1-2	0243-23-8262
田村市	田村市生活サポートセンター	田村市大越町上大越字古川 97番地	0247-68-3434
南相馬市	福祉総合相談センター	南相馬市原町区小川町322-1 南相馬市社会福祉協議会内	0244-24-3415
伊達市	伊達市社会福祉協議会 福祉課	伊達市保原町宮下111番地2	024-576-4050
本宮市	生活サポート相談センター	本宮市白岩字堤崎494-22 本宮市役所白沢総合支所内	0243-24-7780
伊達郡、安達郡	生活自立サポートセンター	福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内	024-525-8801
岩瀬郡・石川郡 田村郡	生活自立サポートセンター 県中事務所	岩瀬郡鏡石町東町286番地 鏡石健康福祉センター内	0248-94-7800
西白河郡・東白川郡	生活自立サポートセンター 県南事務所	東白川郡棚倉町大字棚倉字北町 95-5	0247-57-7141
耶麻郡・河沼郡 大沼郡・南会津郡	生活自立サポートセンター 会津事務所	会津若松市追手町5-32 会津若松市社会福祉協議会内	0242-23-7445
双葉郡・相馬郡	生活自立サポートセンター 相双事務所	南相馬市原町区小川町674-5	0244-32-1753